

「消費者市民ネットワークみえ」 規約

(名称)

第1条 この組織の名称は、消費者市民ネットワークみえ（「以下、本ネットワーク」という）とする。

(事務所)

第2条 本ネットワークは、主たる事務所を三重県津市羽所町 379 番地の（三重県生活協同組合連合会内）に置く。

(目的)

第3条 本ネットワークは三重県において、消費者問題に関心をもって活動している消費者団体・専門家・実践者などが、問題解決や消費者市民社会の形成に向けて、つながっていくことを目的とする。

(活動)

第4条 本ネットワークは第3条の目的を達成するため、①「消費者市民」の育成、②消費者被害の未然防止、③消費者ネットワークの充実、④消費者問題に関する実態把握、⑤消費者行政への提言・協力を行う。

(事業年度)

第5条 本ネットワークの事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会員)

第6条 本ネットワークの会員は、第3条の目的に賛同し、世話人会議で承認を得た団体、個人を会員として構成する。

2 会員は、本ネットワークの目的を踏まえ、本ネットワークの活動に協力するように努めなければならない。

(入会)

第7条 新たに本ネットワークの会員になろうとするものは、別紙入会申込書を世話人会議に提出するものとし、世話人会議において、入会が適切であると認める場合に、会員となることができる。なお、世話人会議は総会に、新加入の団体、個人を報告する。

(会費)

第8条 会員は、毎年度一回、年度末までに会費を納入する。

2 会費の額は以下の額を基準とし、一口以上を納めるものとする。

個人会員会費 年一口 1,000 円

団体会員会費 年一口 5,000 円

(退会・除名)

第9条 本ネットワークを退会しようとする会員は、退会の意志を世話人会議に報告し、

任意に退会することができる。また、会員が次の号のいずれかに該当するときは、事前に弁明の機会を与えた上で、総会の議決を経て除名することができる。

- (1) 本ネットワークの名誉を著しく傷つけるか、また目的に違反する行為をしたとき
- (2) 第8条所定の会費を2年分以上納めなかったとき

(会費の不返還)

第10条 会員がすでに納入した会費は、これを返還しない。

(役員)

第11条 本ネットワークに次の役員を置く

代表 1名

副代表 1名

監事 2名

世話人 若干名

2 代表、副代表、監事、世話人は、本ネットワーク会員（団体会員の構成員を含む）から立候補及び推薦された者の中から総会において選出する。

(代表、副代表の職務)

第12条 代表は、本ネットワークを総理し、業務を統括する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表が不在の時はその職務を代行する。

(総会の構成)

第13条 本ネットワークの会員をもって構成する総会をおく。

(総会の機能)

第14条 総会は、本規約に規程する事項、及び次の事項を議決する。

- (1) 規約の変更、本ネットワークの解散、合併。
- (2) 代表、副代表、監事及び世話人の選任及び解任。なお、代表、副代表、監事及び世話人の任期はそれぞれ1年とし、これらの役職は再任を妨げない。
- (3) 事業報告および収支報告、事業計画ならびに予算
- (4) その他、本ネットワークの目的を達成するために必要な事項

(総会の開催)

第15条 通常総会は、毎年度1回開催する。

2 代表が必要と認めた場合、臨時総会を開催することができる。

3 議長は出席会員の互選により選出する。

(総会の招集)

第16条 総会は、世話人会議が招集する。

(総会の決議)

第17条 会員の議決権は、個人、団体ともにそれぞれ一つとする。

2 総会の議事は、議決に加わることのできる総会出席会員の過半数の賛成により決定する。

3 議長は採決に加わることができない。ただし、賛否が可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 総会に出席しない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって出席する会員を代理人として表決を委任することができる。

(解任)

第18条 代表、副代表、監事、世話人が次号のいずれかに該当するときには、事前に弁明の機会を与えた上で、総会の議決を経て解任することができる。

(1) 職務の執行にあたれないと認められるとき

(2) 職務上の業務違反、その他ふさわしくない行為があると認められるとき

(議案の提案権)

第19条 総会への議案は世話人会議が提案する。

(修正動議)

第20条 議案を修正する動議は、議決権を有する出席した会員10名以上の賛成を得て、書面又は議長の許可を得た場合は口頭で、修正案を示して提出するものとし、提出者はその趣旨を説明しなければならない。

(世話人会議)

第21条 本ネットワークは総会において議決された事項を円滑に進めるために代表、副代表、世話人で構成される世話人会議を置く。

2 世話人会議は、総会の決定に基づき付託または委託された事項を執行する。

3 世話人会議は、必要に応じて開催する。

4 世話人会議は、この規約で定めるもののほか、本ネットワークの運営に必要な事項を定める。

5 世話人会議は、世話人会議の構成員数の総数の2分の1以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

6 世話人会議の議事は、議決に加わることのできる出席世話人の過半数の賛成により決定する。

7 世話人会議は、事務を処理するための事務局を設置し、事務局長を選任する。なお、事務局長が会計管理を行うものとする。

(監事)

第22条 本ネットワークの活動の執行状況および財産の状況を監査するため、監事を2名置く。

2 監事は、毎年、監査報告書を作成し、通常総会に報告しなければならない。

(設立)

第23条 本ネットワークは、2018年7月14日に設立する。

(附則)

1. この規約は、2018年7月14日より施行する。
2. 第5条所定の事業年度は、2018年度については、設立総会当日から2019年3月31日までとする。